融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同条第一項、第六項又は第八項」に、「又は部分課税対象年度」を「、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「特定外国子会社等につきその課税対象年度又は部分課税対象年度」を「外国関係会社につきその課税対象年度、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に、「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に、「又は前項に」を「から第三項までに」に改め、同項第一号中「又は部分課税対象年度」を「、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に、「第五項又は第三十九条の百十八第五項」を「第七項又は第三十九条の百十八第七項」に、「又は前項」を「から第三項まで」に改め、同項第二号中「又は部分課税対象年度」を「、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に、「又は前項」を「から第三項まで」に改め、同項第三号中「又は部分課税対象年度」を「、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　法第六十六条の七第一項に規定する金融子会社等部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係会社につきその金融子会社等部分適用対象金額（法第六十六条の六第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額をいう。以下この項、第十七項及び次条において同じ。）を有する事業年度（以下この条において「金融子会社等部分課税対象年度」という。）の所得に対して課される外国法人税の額に、当該金融子会社等部分課税対象年度に係る調整適用対象金額のうちに法第六十六条の七第一項に規定する内国法人に係る金融子会社等部分課税対象金額（法第六十六条の六第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の占める割合（当該調整適用対象金額が当該金融子会社等部分課税対象年度に係る金融子会社等部分適用対象金額のうちに当該金融子会社等部分課税対象金額の占める割合）を乗じて計算した金額（当該金額が当該金融子会社等部分課税対象金額を超える場合には、当該金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額）とする。

4　前二項に規定する調整適用対象金額とは、これらの規定に規定する外国関係会社が法第六十六条の六第二項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものとして同項第四号の規定を適用した場合に計算される同号に定める金額（第三十九条の十五第一項（第四号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第十七号に係る部分に限る。）の規定により控除される同条第一項第四号に掲げる金額（当該外国関係会社の部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度の所得に対して課される外国法人税の課税標準に含まれるものに限る。）がある場合には、これらの金額を加算した金額）をいう。

15　法第六十六条の七第四項に規定する課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係会社につきその課税対象年度の所得に対して課される所得税等の額（同項に規定する所得税等の額をいう。次項及び第十七項において同じ。）に、当該課税対象年度に係る調整適用対象金額のうちに同条第四項に規定する内国法人に係る課税対象金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

16　法第六十六条の七第四項に規定する部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係会社につきその部分課税対象年度の所得に対して課される所得税等の額に、当該部分課税対象年度に係る調整適用対象金額（第四項に規定する調整適用対象金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）のうちに同条第四項に規定する内国法人に係る部分課税対象金額の占める割合（当該調整適用対象金額が当該部分課税対象金額を下回る場合には、当該部分課税対象年度に係る部分適用対象金額のうちに当該部分課税対象金額の占める割合）を乗じて計算した金額とする。

17　法第六十六条の七第四項に規定する金融子会社等部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係会社につきその金融子会社等部分課税対象年度の所得に対して課される所得税等の額に、当該金融子会社等部分課税対象年度に係る調整適用対象金額のうちに同項に規定する内国法人に係る金融子会社等部分課税対象金額の占める割合（当該調整適用対象金額が当該金融子会社等部分課税対象金額を下回る場合には、当該金融子会社等部分課税対象年度に係る金融子会社等部分適用対象金額のうちに当該金融子会社等部分課税対象金額の占める割合）を乗じて計算した金額とする。

18　法第六十六条の七第四項及び第六項に規定する政令で定める事業年度は、法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人が、当該内国法人に係る外国関係会社の課税対象年度の課税対象金額に相当する金額、部分課税対象年度の部分課税対象金額に相当する金額又は金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき、同項又は同条第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける事業年度とする。

第三十九条の十九第二項中「定める」の下に「ところにより計算した」を加え、「）又は」を「）」に、「）に」を「）又は金融子会社等部分適用対象金額に」に、「当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した」を「次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める」に、「以下この条」を「次項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合（次号又は第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該外国法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額

二　当該外国法人の事業年度終了の時において当該外国法人と当該内国法人との間に実質支配関係がある場合　当該外国法人の発行済株式等

三　当該外国法人の事業年度終了の時において当該外国法人と当該内国法人以外の者との間に実質支配関係がある場合　零

第三十九条の十九第三項中「定める」の下に「ところにより計算した」を加え、「）又は」を「）」に、「）に」を「）又は金融子会社等部分適用対象金額（内国法人の前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金融子会社等部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に」に、「又は部分適用対象金額に」を「、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額に」に、「請求権勘案直接保有株式等」を「請求権勘案直接保有株式等」に改め、同条第六項第一号中「のうち」を「（内国法人が有する外国法人の株式等の数又は金額（当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額）をいう。以下この項及び第八項において同じ。）のうち」に改め、同号イ及び同項第二号イ中「保有する」を「有する」に改め、同条第七項第一号中「若しくは部分課税対象金額」を「、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額」に、「若しくは同条第四項」を「、同条第六項」に、「（法）」を「若しくは同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額（法）」に改め、同条第九項中「において同じ。）で」を「及び第十二項第二号において同じ。）で」に、「において同じ。）に」を「及び第十二項第一号において同じ。）に」に、「請求権に」を「請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に」に改め、同条第十項中「定める」の下に「ところにより計算した」を加え、「）又は」を「）」に、「）に」を「）又は金融子会社等部分適用対象金額（内国法人の配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額